

# 白岡市文化財保護条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

文化財保護法の一部改正に伴い、文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを市登録文化財として登録し、文化財の保存活用の促進を図るため、本条例を一部改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第6条関係

文化財保護審議会の所掌事項に登録文化財を追加する。

### (2) 第12条関係

文化財の市登録に関する手続について定める。

### (3) 第14条関係

文化財の市登録の抹消に関する手続について定める。

### (4) 第15条関係

管理義務及び管理責任者について登録文化財に関して追加する。

### (5) 第16条関係

届出事項について登録文化財に関して追加する。

### (6) 第19条関係

市登録文化財の現状変更行為の届出について定める。

### (7) 第21条関係

公開に関する教育委員会からの勧告や承認について登録文化財に関して追加する。

### (8) 第22条関係

管理者から文化財の状況に関する報告について登録文化財に関して追加する。

## 3 施行期日

公布の日